



長野県報

1月20日(月)
令和2年
(2020年)
第73号

目 次

告 示

都市計画事業の事業計画の変更認可（生活排水課）	1
解除予定保安林にする旨の通知（2件）（森林づくり推進課）	1
昭和61年選告示第66号（公職選挙法に基づく個人演説会等を開催することができる施設）の一部改正（選挙管理委員会）	2

公 告

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧（8件）（産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室）	2
県営土地改良事業計画の策定及び縦覧（2件）（農地整備課）	11
特定調達契約に係る落札者の決定（会計課）	12

告 示

長野県告示第11号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

令和2年1月20日

長野県知事 阿部守一

- 1 施行者の名称
大町市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
大町都市計画下水道事業
大町市公共下水道
大町市特定環境保全公共下水道
- 3 事業施行期間
平成3年3月11日から
令和9年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

生活排水課

長野県告示第12号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和2年1月20日

長野県知事 阿部守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
下伊那郡喬木村9119の620・9119の625から9119の627まで・9119の636から9119の638まで（以上7筆国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び喬木村に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第13号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和2年1月20日

長野県知事 阿部守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
南佐久郡川上村大字大深山1353の8
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養

3 解除の理由
道路用地とするため

森林づくり推進課

選告示第1号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第3項の規定により報告があったので、昭和61年選告示第66号（公職選挙法に基づく個人演説会等を開催することができる施設）の一部を次のとおり改正します。

令和2年1月20日

長野県選挙管理委員会委員長 永井順裕

表中

飯綱福祉センター	上水内郡飯綱町大字牟礼2795-5	飯綱町選挙管理委員会
飯綱町民会館	" " 大字牟礼1989	"
りんごパークセンター	" " 大字芋川181	"

を

飯綱町民会館	上水内郡飯綱町大字牟礼1989	飯綱町選挙管理委員会
りんごパークセンター	" " 大字芋川181	"

に改める。

選挙管理委員会

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和2年1月20日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友大町店

大町市大字大町4620-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

有限会社イリハチ

大町市大字大町4237

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(有)イリハチ	草間 将男	大町市大字大町4237